

令和2年12月8日

静岡県立観音山少年自然の家 新型コロナ感染症拡大防止対策

当施設では、皆様に安心してご利用いただけるよう、「3密の回避」「職員及び利用者の健康状態の把握」「徹底した衛生管理」などに最善を尽くして参ります。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 所が実施すること

(1) 3密の回避

- ① パブリックスペース及び所員の事務スペース等は、定期的な換気を行います。
- ② 入退所式や各種オリエンテーション等、利用団体の全員が集合しなければならない機会が最低限になるようにします。
- ③ 食堂や浴室は、一度に使用できる人数を制限したり、飛沫防止のための仕切り板を設置したり、間隔を空けたりして、安全に使用できるようにします。
- ④ 活動プログラムの内容や方法を見直し、一度に活動する人数を制限します。
- ⑤ 利用団体の人数に応じた広さの宿泊室を用意し、可能な限り定員より少ない人数で利用できるよう配慮します。

(2) 利用者の健康管理

- ① 施設内に消毒液を設置し、利用者に消毒や手洗いうがいを呼びかけます。
- ② 入所1週間前から退所まで、利用者全員及び同居人の健康状態を確認します。発熱・咳及びその他の風邪の症状がみられる場合には、入所をお断りしたり、退所していただいたりする等の対応を行います。
- ③ 退所後2週間以内に体調不良になった場合、PCR検査を受けることになった場合の報告体制を整えます。

(3) 職員の健康管理

- ① 施設内では原則としてマスクを着用します。
- ② 就業前に健康チェックを実施し、体調管理を行います。
- ③ 発熱・咳及びその他の風邪の症状がみられる職員は、自宅待機させます。

(4) 施設の衛生対策

- ① ドアノブ、手すり、水栓、スイッチなどの頻繁に手が触れる箇所の消毒を行います。

(5) 施設利用者の把握

- ① 施設の利用を事前予約制としたり、利用団体ごとに利用者全員の名簿の提出を依頼したりして、利用者の把握に努めます。
- ② 打ち合わせや施設見学等で来所される方には、来所者名簿への記入を依頼します。

(6) その他

- ① 食事の配膳方法を見直し、配膳する人を限定します。
- ② 宿泊室での飲食を原則として禁止します。

- ③ 利用団体が飲食を伴う懇親会及び情報交換会等を開催することを、原則として禁止します。なお、打ち合わせ等で食堂等を利用する場合は、間隔を十分とり、必要最低限の時間とするよう依頼します。

2. 利用団体に実施していただくこと

(1) 3密の回避

- ① 宿泊室や活動場所の定期的な換気をお願いします。
- ② 活動を計画する際は、入退所式、各種オリエンテーション等、利用団体の全員が集合しなければならない機会が最低限になるようにしてください。
- ③ 全ての活動において、間隔を空けて行動するよう、指導してください。

(2) 健康管理

- ① 手洗いやうがいを実施するよう指導してください。
- ② 原則としてマスクを着用するよう指導してください。
- ③ 利用1週間前から利用当日まで、利用者全員及び同居人の健康観察を実施し、「健康観察票」を提出してください。1週間の中で発熱、咳及びその他風邪の症状が見られた場合、入所をご遠慮いただく場合があります。入所前にご相談ください。
- ④ 入所前に利用者全員の健康観察を実施し、「新型コロナ対応用名簿」を提出してください。
- ⑤ 入所中は、就寝前と起床後に健康観察を実施し、「新型コロナ対応用名簿」を提出してください。
- ⑥ 入所中、発熱、咳及びその他風邪の症状を訴える人が確認された場合は、速やかに所員に報告してください。その際、退所をお願いする場合があります。
- ⑦ 退所後2週間以内に体調不良者が発生した場合は、速やかに所に報告してください。
- ⑧ 退所後2週間以内にPCR検査等を受けることとなった場合及びその結果について必ず所に報告してください。

(3) 衛生対策

- ① 活動終了後は、利用者が手を触れた可能性がある箇所を消毒してください。
- ② 原則として、ゴミはお持ち帰りください。

(4) 施設利用者の報告

- ① 事前打ち合わせや施設見学等で来所される場合は、事前に連絡をしてください。
- ② 施設利用時は、利用者予定者全員の名簿を提出してください。なお、万が一に備え、家族と確実に連絡が取れるようにしておいてください。

(5) その他

- ① 宿泊室での飲食は原則としてできません。
- ② 打ち合わせ等で食堂等を利用する場合は、間隔を十分とり、必要最低限の時間としてください。